

岡山県内で新たに行政相談委員を委嘱 －住民の皆さんの身近な相談相手－

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、地域において社会的信望があり、かつ行政運営の改善について理解と熱意を有する方の中から、その担当区域（市町村の区域）を定めて、総務大臣が委嘱しています。

この度、令和2年11月1日付けで、岡山県内において新たに1人の行政相談委員を委嘱しました。

➤ 令和2年11月1日付けで新たに委嘱した行政相談委員

しみず としみ
清水 敏美 委員（美作市担当）

➤ 行政相談委員とは

- 行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者（ボランティア）
- 岡山県内には108人（定数）を配置（全国では約5,000人）
- 委員は、定期的に市町村役場や公民館等で定例相談所を開設
住民の皆様の身近な相談相手として、国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

（注）行政相談所の開設日程は、岡山行政監視行政相談センターホームページ
（URL：<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/okayama.html>）に掲載しています。

まぐみ岡山



総務省行政相談センター

（照会先）
行政監視行政相談課（松田・貝原）
電話 086-231-4323